



# 大阪弁護士会 憲法市民講座

大阪弁護士会

憲法改正問題に取り組む全国アクションプログラム

## 9条連続学習会(第7回)

### 自衛隊明記と統制

### シビリアン・コントロールの観点から



2018年  
10月13日 土  
14:30~16:30  
大阪弁護士会館10階  
(地図裏面)

参加費無料  
どなたでもご参加可  
定員150名

講師

明治大学特任教授

額 厚(こうけつ あつし) 氏

安倍内閣総理大臣は、去る8月12日、山口県での講演において、憲法改正について、「自民党としての憲法改正案を次の国会に提出したい」と述べ、秋の臨時国会で改憲議論を加速させる考えを表明しました。

情勢次第では今年2018年中にも国会内で改憲案が審議・発議され、来年中に憲法96条に基づく国民投票が現実のものとなる可能性も十分考えられます。

その改憲案の中心となるのは、現行憲法9条の1項、2項はそのまま存続させて、さらに（それに付け加えるという形で）我が国の自衛権を明記し、自衛のための措置としての自衛隊を設置する条文を明記するというものです。このような改憲により、何がどう変わるのでしょうか？政府・与党の説明では、「今ある自衛隊が憲法上そのまま明記されるだけであり、自衛隊の任務・権限には何らの変化もない」とされていますが、本当にそうなのでしょうか。また明記される自衛隊は軍事的意味合いを有する組織である以上、その国民的・民主的統制如何も極めて重要な問題となりますが自民党改憲案ではこの点はどうなっているのでしょうか。

今回の9条連続学習会では、自衛隊明記と統制という問題を、シビリアンコントロールの観点から考えてみたいと思います。戦前の軍事的暴走の教訓をも踏まえ、この問題の第一人者からお話しお聞きし、一緒に考えて参りましょう。

#### ●講師プロフィール●

1983年 一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学

1984~1990年 埼玉大学・法政大学・大東文化大学など非常勤講師

1991年 山口大学教養部助教授

1996年 山口大学人文学部教授

2010年~2016年 山口大学理事兼副学長(図書館長など)

2016年7月 参議院選挙山口選挙区から野党統一候補として出馬 次点(18万3000票獲得)

2018年4月~明治大学特任教授(現在に至る)

現在、明治大学特任教授。政治学博士。同大学の国際武器移転史研究所に所属し、日本を含めたアジア諸国の安全保障問題について調査研究を行う。2009年設立の東亜歴史文化学会会長としてアジア諸国の研究者と研究交流を続ける。同時に日本や中国・台湾・韓国のメディアで安全保障問題や歴史問題でコメントを寄稿。植民文化学会副代表として、アジア諸国の文学や政治をテーマに学会を運営。日本の国内外で数多くの講演や報告、大学での講演を行っている。

お申込み方法は裏面をご確認ください。

# お申込方法（10/13 憲法市民講座）

①インターネットでのお申込み（新着・イベント欄からお申込みください。）

右記URLまたはQRコードよりお申込みください。https://www.osakaben.or.jp

②FAXでのお申込み

下記をご記入の上、FAX番号 06-6364-7477 までお送りください。



ふりがな  
氏名

（弁護士の方は登録番号）

電話番号

FAX番号

メールアドレス

@

参加人数

名

このイベントをどこでお知りになりましたか

## 一時保育サービスを実施します（要予約・無料）

- 対 象： 原則、首がすわっている乳児～未就学児  
時 間： イベント開始15分前から終了15分後まで  
連絡期限： イベントの10日前まで  
連絡先： 大阪弁護士会 委員会部司法課 岡田（電話番号：06-6364-1681）  
備 考： お電話でお連絡をいただいた後に申込書を送付します。申込書の提出をもって申込みが完了します。定員に達し次第、申込受付を終了しますので、ご了承ください。



日時：2018年10月13日（土）

14:30～16:30（開場14:00）

場所：大阪弁護士会館 10階1001・02会議室

（〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5）

京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分

地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分

地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分

JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

本イベントに関するお問い合わせ先

委員会部司法課（岡田）電話番号：06-6364-1681

## 憲法市民講座 今後の予定

大阪弁護士会では、私たち一人一人が主権者として憲法問題を考えるにあたり、前提となる情報をお届けすべく、どなたでもご参加いただける憲法市民講座を企画しています。

講座の詳細、お申し込み方法、会場となる会議室などは、開催日が近づきましたら大阪弁護士会ホームページ（トップページの「イベント」欄）にてご案内いたしますので、定期的にご確認ください。

2018年11月17日（土）「憲法改正問題に関するシンポジウム」（予定）

※講座内容、開催日等は予告なく変更する場合がございます。